

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和3年9月10日(金) 午前9時55分～午前10時57分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 2番 神谷 直子、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、 8番 黒川 美克、
10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子、
16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（9番）柳沢 英希、 副議長（3番）杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦 浩一

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 議員定数の見直しについて
- 2 議会改革特別委員会で行う案件について

3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 少し時間より早いようですけれど、皆さんご出席をいただきましたので、ただいまより議会改革特別委員会を開催したいと思います。

なお、杉浦浩一議員におかれましては、本日は委員外議員として傍聴となりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりでございます。

《議 題》

1 議員定数の見直しについて

委員長 前回の議会改革特別委員会において、議員定数の見直しについて、議員それぞれの意見を発表し、プレゼンをしていただきました。議員定数の見直しについて、各議員それぞれの思いがあることがうかがえました。改めて議員定数の見直しについて、各委員の御意見をお伺いいたしたいと思っております。議席番号順に、荒川委員から発言をお願いいたします。

意（１） 先般、プレゼンでお話ししましたとおり、現状維持ということをお願いいたします。その理由といたしまして、現況において、コロナ禍等におきまして山積する課題を、一丸となってクリアしていかなければいけないということ。また、あわせて、議会の秩序保持といったところで、多数で英知を集めて取り組んでいかなければならないと思っております。また、選挙において、それから、議会の議決において、1票の重みというのを、非常に重視していくべきというところもありまして、あと、何を優先すべきかというところを、しっかりと議論を深めていかなければならないと思ひまして、現状維持ということをお願いいたします。

意（２） 私も現状維持ということでしたので、たしか宿題があったと思うんですけど、ちょっとそれはまだやれてませんので、そのままお願いしたいと思ひます。

意（５） 2減でお願いいたします。

意（６） 減の方向でお願いいたします。

意（７） 私は当初から、真っ白な状態っていうか、望んでおって、先般、各議員の意見をいろいろ聞かさせていただいて、勉強させていただいて、その後、私なりに、いろいろ考えておるんですけども、やっぱり難しい問題ですので、もし、これが条例とされたとき、そういった判断する場があれば、それまでに判断したいと思ひます。

意（８） 現状維持でお願いいたします。

意（１０） 私の思いとしては、前回プレゼンの中で話させていただいたような感じで、基本的な思いとしては、2人減の14人ということで、お願いしたいと思ひます。

意（１２） 私も、当面の間といいますか、次回の選挙には2減でお願いしたいと考えております。その理由は、年度は少し忘れちゃったけども、14人で、1年以上を経験した、経験があります。そういうことによって、人数が少なければ少ないだけに、知恵を絞りながら、結束しながら、出来たという実績もありますし、議会の中でそれを議論をして、十分やっつけていけるという自信がありますので、次回の選挙のときには、2減で十分、皆さんが結束すれば、できるんで

はないかというふうに思っておりますし、また市民の皆さん方からも、まだ大きな声で減にという声は上がっておりませんが、議会がそういう方向に行けば、市民の皆さん方も、御理解をいただいてしっかりと、議員の選択を次期の選挙にさせていただけるものと考えておりますので、次回の選挙からは2減でお願いしたいと思います。

意（13） 前回と同じく現状維持という見解です。お願いいたします。

意（14） 先回と同じように現状維持でお願いいたします。

意（15） 私のほうは、1増でお願いします。やっぱり、民主主義をきちんと保っていく、つくっていくということは、減らすだけが能ではないんで、やはり、今、人口も増えてますし、この間、何遍か減らしてきてるんですね。で、やっぱり減らしてきてる中で、十分、議会の機能が果たしてるかっていうと、そうじゃない気がいたしますので、取りあえず1増をお願いします。

意（16） 私は前回申し上げたとおり、意見は変わらず、現状維持でお願いいたします。

委員長 そして、参考までに、オブザーバー委員であります、議長、柳沢英希議員。

議長 私は、基本的には減ということで、2減という考え方もありますけども、最終的には6から8減をしてもいいのかなというふうに思っております。現状維持をしていくってのは、非常に答えとしては、非常に楽なことなのかもしれないですけど、市内だとか議会における課題というものに、もう少し目を向けていただいて、それをどうやって、解決していくのかということも考えていただきたいなど。議員定数を減らすってことは、目的ではなくて、あくまでも手段でありますので、どういった課題があって、その目的達成のために、こういった、議員の定数を減らしていくっていうことを、次回もまた話をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様方には、御検討いただけないのかなというふうに思います。

委員長 そして、もう一人のオブザーバー委員の副議長、杉浦康憲議員。

副議長 私も基本的には考え方は変わっていません。そもそも本当にこの議論が、何を目的にしてやるのかということによって、全く本当に皆さんの意見も

変わってくると思います。そこが僕、感じるここでは、統一されてないということは、あれ感じました。やはり、定数問題というのは、非常に難しい問題ですので、今後も考えてきたいと思います。基本的には最初に言いましたが、現状維持ですが、今回の補選、市長選いろいろ選挙を見ると、選挙にならなければ、やはり議員としてか、民主主義として、議員制民主主義として成り立たないと思いますので、そういった考えでいくと、マイナスというのもありかなとは思っております。以上です。

委員長 ただいま各委員の御意見をお伺いしましたけれども、意見の一致は見られません。前任の議会改革特別委員長のほうから、次期の議会改革のほうでまとめていただきたいという、最後の言葉をいただいておりますけれども、全員が納得して、全会一致となるような形がとれないということであれば、これは議員提案による、本会議に議案上程をしていくというところでは、議論がなされないのかなという気がいたします。

そういったところを踏まえて、もし、例えば現状維持はそんなに関係ないですけども、増員するとか、減員するとかっていうことをお考えの方は、ほかの議員の方々の賛同をいただいた中で、議会に上程をしていただくというような形になろうかというふうに思います。定数を定める条例の一部改正という形で、議員提案をしていただく、それをお願いしたいと思います。

議員提案により議案を提出する場合には、議会運営委員会に諮った上で御提出をいただくような形になるものですから、そのところもご承知おきをしていただきたいと思います。

また、議員定数見直しの議論の中で出てきた、議会改革につながるような、提案、案件、こういったものが、この次の、今日の議題の中にもありますけれども、議会改革で取り上げる案件に出していただくということによって、議員定数の見直しの議題、議論に意味があったんだということにつながるというふうに思います。ぜひ、そのような考えの中で、この議員定数の見直しについては、一応締めくくりをしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

意 (15) 今年ですね、結論を出してってというようなことを、前の委員長から

言われてるという話ですが、これはやっぱりあんまり簡単に結論出してはいけないと思いますので、先生を呼んで、こういう議会を改革すること、それから、議会の問題含めて先生の話の聞くとか、いろんなことをやってく必要があると思いますので、この段階で、今の段階で結論出すっていうのは、私は反対です。

委員長 今、結論を出すという話は一切しておりませんが。

どちらにせよですね、議員定数をもし変えるということになると、議員定数を定める条例の一部改正ということが必要になります。これは議決事項ですので、議会に議案として上程しなければなりません。ですから、そういう思いがある方は、そちらの方向でやっていただくということで、ここの委員会で何かを決めるということは、一切言っておりませんので。

意 (15) そういう意味じゃなくて、この委員会で決めるということじゃなくて、まだ来年もあるわけですから、十分時間をとって、この問題を考えていかなきゃいけないと思いますので、今の時点で、そういうふう結論を出すのは反対です。

委員長 ということは、議題を常にやっていけという意味ですか。

意 (15) はい。

委員長 今、そういう、そのような御意見が、15 番議員から出ましたけども、ほかに御意見のある方。

意 (10) 今、15 番、内藤とし子委員のほうから、ちょっと話で、回数っていうか、この議会改革特別委員会で、前回の委員長、柴田さんがやられてたときでも、何回かもうやって、ある程度、まだその段階で、ちょっと結論っていうか、皆さんの意見がまとまらないということがあって、今期に申し送りか、継続審議ということになって、今、改めて、この新しい委員長で、この機にですね、協議ということだけど、今、委員長が言われたようにですね、この議会改革特別委員会では、ちょっと、これ以上、話っていうか、協議しても、話は皆さんとしてまとまりっていうか、ならない以上は、議員提案という、上程するためにはですね、増、それから減の人の意見を、皆さん、何人かがあればその下ですね、議決事項ですので、話をしてですね、議会運営委員会にという話があったもんですから、そちらで出していただいて、その中で、また、協議っていうか、

していけばいいと思いますので。

あと、早く、今年度中についていう意味としてはですね、これの話がもし減なり、増になった場合ですと、次期の選挙というのが改選が、1年半先にはあるもんですから、その準備をされる人にとってはですね、直前で決まるよりはですね、ある程度、1年ぐらい前で決まっていたほうが、次の準備される人にとってはいいと思うし、今、現議員として、私どもやっとなる議員もですね、その次の人に話す、話し方としてもですね、結論が出とったほうがですね、話が出来やすいと思いますので、今年度、来年の3月までにはですね、ある程度の形としては出したほうがいいと思います。

意(16) やはりこういうことを決めるというのは、議論し尽くしたほうが私はいいいと思うんですね。いろんな意見があると思うんですけど、お互いの意見をすり合わせるところはすり合わせればいいし、違うなと思うとことか違うってところなんですけど、先ほどから皆さんの御意見聞いてると、例えば長谷川議員は、まだちょっと意見がまだどちらかってことを表明されてませんし、新しく議員になられた、杉浦浩一議員の御意見も伺っていないということで、まだまだ私としては、議論し尽くされてないかなというところで、そういう意味でも、先ほど内藤とし子議員がおっしゃったように、いろいろ議員研修というか、我々がもっと勉強するところもあってもいいかなと思ってるんですね。そういう中で議員定数だけにかかわらず、今回の、やはり立候補者も補選で一人しかいなかったというところからも考えると、我々は議員を増やす活動もやはりしてる自治体もありますので、そういうことも必要になってくるかなと思っております。そういうことからしても、やはりそういう研修をしたりとか、情報を集めたりということで、お互いに切磋琢磨、勉強しながら、その上で最終的に決まらないなら決まらないんで、それは仕方ないと思うんですけど、もっとしっかり議論をし尽くせるような機会を設けていただけると、私はいいいと思います。

意(6) 皆さん方の意見を聞いておるんですけど、既に2年ほど前、私、去年よしか、その前の委員長のと時から、そういった問題は出ております。これは何回やってもおんなじだと、私はある程度思っております。というのは、

もう減の人は減、維持の人は維持、増の人は増という形は、ずっと皆さん方、はい、2年間同じようなことを言われておりました。私ども皆さん方の一人一人の御意見を伺っても意思が固いというふうに、私は昨年考えましたので、本年度中ある程度、当初の計画どおりに1年前にある程度、皆さん方の意見を統一して、それで、議案提案なり上程なりをして、増なり、維持なり、減なり、そういった状況をきちんとしてほしいということで、最後のコメントとして挙げさせていただいたんですけれど。

これは何回やっても皆さん方、意思は変わらないと思いますので。先生を、例えば講習会に招いて意見を聞くという案もございましたけれど、そういったことを聞いても、結果的には、皆様方の意見は私は変わらないというふうに判断をしておりますので、皆さん方の意思ということ、きちんとして尊重したつもりで、昨年は何回かやらささせていただいております。それで、その間に、あまりそういった、きちんとした、また新しい案っていいのか、意見等は出ておりませんので、私は、先ほど10番議員が言ったみたいに、一応、今年度中ぐらいには何とか、結論を出していただきたいというふうに考えておりますので、そこら辺を考えて、皆さん方、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

意(12) いろいろ御意見を伺いました。私の考えとしては、議会の中で、市民の皆さん方に先んじて、しっかり議論しよう。この議員定数の在り方について、しっかり議論しようということで始めてきたことだと、僕は思っております。これからまだ、日にち、時間的な余裕は、若干あると思ひますけども、やっぱり市民の皆さん方からですね、議員の定数を減らせよ、増やせよというような御意見を出していただく前に、議員、自らが議員定数に関するしっかりとした意見をまとめて、結論が出るのか、出ないのかはわかりませんが、出ないと思ひますけども、その議論をするんだと、しているんだというところを市民の皆さん方にしっかり示して、その中で、結果的にそのままだったね、あるいは減らしたんだというようなことが、市民に理解していただけるようなしっかりとした議論を続けていかなきゃいけない、と僕は思っておりますので、委員の中から、議員定数について、再度、議論をしたいということであるならば、議題として上げていただけるといふような方向性で、今後、お願ひしたい

と思います。やっぱり市民の皆さん方に聞けば、減らせというふうに決まっています。

だから、市民の皆さん方が、そういう意見を出してくる前に、しっかり議会として、議論をしてほしい。結論が出ればいいですけど、でなければ最終的に、今、委員長が言われたように、賛同される議員で提出、議案提案をするという形になろうかと思えますけども、しっかり議論をした上で、結論を出していただきたい。結論は出ないと思えますけども、そういった動きを議会もやってるんだということをですね、市民の皆さん方に示せるような、議会改革の特別委員会にしてほしいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意（15） 今、柴田議員が、何回かやってきたんで、皆さんの意見が変わらないということを言われましたが、議員としての話合いの中では、もちろん今のところは変わってないんですが。例えば議会改革についての、そういう問題をあちこちでやってみえる先生なんかの意見を聞くことも必要だと思いますし、それから、先ほど倉田議員も言われましたが、何人かはまだ、議会を改革するその、何で減らすのかということが、はっきりしてないところもある、はっきりしてない方もいると。議会をどういうふうにしたらよくなるかっていうのをしっかり議論をして、それからでも、定数を決める、決めていいんじゃないかというような意見も出ましたから、やっぱり全員の意見が、しっかりまだ聞いて、それから、何ていうか。だから、もうここで結論っていうことをさっきも言いましたが、ここでというよりか、今年度で結論出すということと言われましたが、慌てなくても、やはり出てくる人は出てくるわけで、それは、私どもがそんなに、先に先取りして心配する必要ではないと思えますんで、もっと時間をかけてやっていったほうがいいと思います。

意（12） 今、参考意見として、専門家の意見を聞いたらどうかということでもありますけども、私どもの町は、市は、それぞれの特徴がありますので、そういう先生を招いてですね、総論的なことを聞くよりも、自らの知恵で、結論を出していくという方向で、僕はそういう総論的な御意見を伺うことは必要ないと思っておりますので、自らのことですので、自らのこの町をどう考えるかと

いうことを中心に、議会が先んじて議論していけばいいと考えております。

意（15） 先生を招いてやることは必要ないって言われましたが、議会には研修とか、そういうことをやっていくっていう項目も明記されてますし、やはり、議員だけで決めていくっていうよりも、やっぱり愛知県とか、東海地区とか、いろんなところで議会改革について、いろんな話をしてみえる先生もみえますので、そういう先生のお話も聞いたほうが、やはり井の中の蛙で、地域の特徴があるからっていうことで、それだけにこだわっていると、広い意味での議会の在り方が、よくわからないで行ってしまうと思いますので、やっぱりそういう研修も必要だと思います。

意（16） 私も研修には非常に賛同いたします。

我々、今回、コロナ禍でね、委員会視察はないんですけど、委員会視察しに行くっていうのは、やはり現地に行って、現地の施策、いいものを、我が市でも取り入れられないかということで、視察に行って勉強に行くわけですので、今の状況ですね、特に委員会視察も出来ない中であれば、オンラインとかで、そうした勉強会というのが、開催することは可能ですので、そうした勉強会をやる中で、我々議員の質も高めたいと思いますし、他市ですね、私も議員になってから知ったんですけど、本当にこの議会運営自体もですね、本当に議会によって、いろんな特徴があったり様々なんです。それぞれ、そのやり方に対して、メリット、デメリットがあるようなんですけど、そういう中で本市としては、どういうものが自分ところの市としてふさわしいのか、どういったものが新たに取り入れられると、議会として活性化するのかっていうところについては、やはり他市のことを学ぶっていうことは、すごく意義があると考えております。そういう中でも、我々なかなか時間がとれず、そういったことをまとめるっていうことも難しい中で、そういうことを研究されてる先生のお話を聞くっていうのは、非常に私としては興味がございまして、1回取り入れてみるっていうのもいいんじゃないかと思っております。ぜひとも検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

委員長 委員長から申し上げますけども、この議会改革特別委員会は予算を持つとるわけじゃありませんので、議員研修というお話であるのであれば、議員

研修というものを、議長あてに要請をしていただいて、各派会議で話をしていたかかないと、ここでする議論ではありませんので、そののところをちょっと勘違いされないようにしていただきたいと。

テーマが議会改革だから、この委員会でやるっていうことにはなりませんので、お話聞いていると研修ということで、おっしゃっている方がいらっしゃいますので、これはあくまで議員研修というところで、当初予算もとってありますから、そちらのほうで議論をしていただく、そちらのほうというのは各派会議ですね。議長さんのほうにお出しをいただいて、各派会議に諮っていただくということが、大事ではないかなというふうに思います。

私の経験則の中で恐縮なんですけれども、議員定数の見直しに関して、それぞれが意見を前回のようにはプレゼン形式でやったということは、過去に私は経験がありません。ですから、非常に有意義な場面だったのかなという気がいたしますけれども、これ以上の議論というのは、どこに生まれるかなあというところを、少し委員長としてね、思ったんですよ。ですから、これ以上の議論に進展させるために、何か策があるのであれば、その策を講じてやっていくべきかなとは思いますが、現実的には、先ほど10番の杉浦辰夫委員のほうからもありましたけれども、やっぱりこういうタイムスケジュール感を持ってやっていかないと、いけないことだよっていうスタートラインがあったことは、皆さん、まだ覚えていらっしゃると思います。そのの部分に対しての、もうここまでで、あとは皆さん方がそれぞれ考えて、この議員定数について、どうするのかというところを、やっていただくしかないかなというところで、私もテーマから一旦これを外させていただいて、違うテーマに持っていったらなということで、お話をさせていただいたんですけれども。いかがでしょう。

意(16) 私もちょうと今すぐ確認出来ませんが、確かタイムスケジュールとしては、今年度中に決めるということだったと思うんですけど。それであれば、また今年度というか、まだこれ今年度は1回目ですよ、議会改革。前回やったのが1月なので、昨年度ということで、今年度は、まだ3年目。3年目に入ったところだと思うので、今年度中はしっかり私は議論してもいいという考えです。

委員長 要するになんかの勘違いしないでくださいね。決めるっていう話は一切していませんからね。ここでまとめれば、まとまるのであれば、そこまでの期間でやりましょうねという話だと思いますよ。決定をするということは、ここで採決をとってですね、多いほうのものを議員提案で議題、議会上げるって話になってしまいますから。そういう話ではないですから、そのところは勘違いなさらないでください。

意(16) 今の委員長の発言だと、ちょっとその前の発言が、そのテーマから外すってこと言われてたんですけど、今の発言だとテーマからは、外すのか外さないのか、ちょっとよくわからなかったんで、その辺りお聞かせいただければと思います。

委員長 委員長として申し上げますけれども、テーマから外すっていうことを、私のほうが皆さん方にお諮りをさせていただきたいんで、その話をさせていただいたんです。ですから、ここの中で議論をするということよりも、各議員さん同士の中で、議論を深めていくところになるのかなあと。一応、考え方、皆さん方の考え方、それぞれの考え方を発表していただいた後だもんですから、それをここでどうなんですかということで、例えば議論をし合って、変わっていくというところは、余り見受けられないのかなという気がするもんですから、そういう話をさせていただいたんですけれども。あんまりしゃべると、意見を言っるとというふうに言われると困りますんで、あれですけども。

例えば、議員定数を、例えばね、減らすといった場合に、じゃあ、議員の議員報酬はどうなるのか、そういったところに話がこういってしまうと、もう、とてつもない話になっていってしまうと思うんですよね。委員会を例えば一つにしましょうとか、そういった話は議会の中の話ですから、まだできると思います。委員会では、人数を増やして、議員の人数を増やして、委員会を三つにしましょうとかいうのは、これ議論の余地があるのかもしれませんが。だけど、今からより具体的な話をしていくと、そういったところに踏み込んでいってしまうと、議論すべきところが、矛先が見えなくなってしまうかなというところを、少し思ったものですから、こういうふうに皆さん方にお話をさせていただいたんですけれども。

意（12） 相対的に全員そろって議会の定数のことを話し合うということは、今、委員長の申出があったものでいいかなと、私は思っていますけども。新しい論点が、もし、どうしてもこういう論点で減らしたいんだと、こういう論点で増やしたいんだと、いう申出があった場合はですね、取り上げてもいいのではないかなと、そんなふうに思っていますので、柔軟に対応していただければ、ありがたいかなと思っています。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、一応このテーマに関しましては、新しい論点というお話もありましたけれども、例えば、他市での取組だとか、他市の例だとか、そういったものが、もしあったりしたら、そういうのをまた御紹介いただくとか、それについて、議論をするだとかというようなところを残しながら、進めていくというところでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ぜひ、15番、16番委員の方々も、研修というところに関しましては、ぜひ議長さんのほうに出していただいて、議員研修、議会改革をテーマにしていただくのは、非常に委員長としてもありがたいもんですから、ぜひ、そちらのほうで、お話ししていただければというふうに思います。

それでは、一旦はこの議員定数の見直しというものを、テーマから一定のところまで進んだという判断をさせていただいて、この後は、次のステップに上がるのであれば、また再度テーマとして取り上げるということにさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議のないようですのでそのように決定をさせていただきます。

2 議会改革特別委員会で取り上げる案件について

委員長 本件について、募集をいたしましたところ、資料のとおり、市政クラブさんでいいですね。市政クラブさん及び、高浜市民の会さんから提案がございました。提案していただいた会派のほうから、提案について補足説明をお願いいたします。初めに市政クラブさん。10番、杉浦辰夫委員。

説(10) 今回、こういう次のテーマということで、何かということであったもんですから、市政クラブとしては、そこに挙げさせていただいたようにですね、総括質疑での通告制を導入したらどうかということで、これについては、私が議長の時でもあったんですけど、総括質疑があって、そのあと、常任委員会の委員会が二つありますよね。そのときにも、質疑の内容がダブらないように、重複しないようにということを、定例会ごとではないにしろ、注意はさせていただいたんですけど、それとは言い方として、確認をとりますというような言い方であるにしろ、重複しとるような面も見られますので、総括質疑について、通告制を導入したらどうか。

それから、もう一つですね。今回は質疑でですね、その場で突然、当局に対して質疑をすると、ある程度当局からの答弁としての的確な答弁は、本人が質疑した内容とはちょっと離れた答弁をされることもあるかと思うもんですから、できればそういう意味からいってもですね、答弁を引き出すためにも、通告制を取ったらどうか。

それからもう一つ。タブレットがこれで、今は、ペーパーと同時でやってますけども、ここでタブレットだけとか、何かなつたときにもですね、質疑の内容を各議員が事前にわかつたほうがですね、その内容によって、委員会に所属しとる各二つの常任委員会に重複しとる委員の方々も、確認がとれると思うもんですから、資料がそれから後、確認しながらできるということがあって、導入はどうかという。

それからあと、今回これを出すに当たって、ほかの市議会。他の市議会のほ

うも導入しているところもあるものですから、そういう意味からもいって、今回、この総括質疑の通告制を導入して、一度やってみたらどうかということで提案させていただきました。以上です。

説（16）　こちら申入書ということで書かせていただきましたけど、まず1番目が、常任委員会のライブ中継及び映像配信を行うことっていうことですが、現在、高浜市ではですね、委員会及び本会議において、傍聴の自粛を行っているということで、自粛を今後行うのであれば、やはりこうした開かれた市政を目指す、それから議会に傍聴に来れない方のためにも、こうした配慮していくことによって、市民に開かれた議会ということで、御理解いただけるのではないかとということで、提案いたしました。

次に、各派会議及び全員協議会の会議録を高浜市ホームページに掲載することっていうことで、提案させていただいております。こちらにおいては、やはり近隣自治体でもですね、会議においては全て会議録として掲載しているところもありますので、こちらにつきましても全て掲載を今後は、自治基本条例もございまして、それにのっとって掲載していくべきではないかとということで書きました。

それから3点目につきまして、乳児及び幼児を連れた傍聴希望者への受入れを可能とすることっていうことで、例えば刈谷市とかだと、カンガールームという、1週間前ですかね、申入れをすると託児ができるっていうことなんですけど、特に託児もなく、西尾市とかだと、傍聴のカードにですね、乳児何人幼児何人ということで、記入をして傍聴できるということで、その辺りの取り決めを決めたほうがいいのかなということで、できるだけですね、どんな方でも傍聴として、受入れられるような体制を整えることが必要だと感じて提案しました。

それから最後ですが、議長及び副議長は会派から離脱し、議員全員の代表者として今後も活動していくことということで、議長や副議長は、我々議員全員の代表者でありますので、そういったことも、市民の皆様にも、よりわかりやすくするためにも、会派から離脱した上で、議会の顔としてですね、これからも活動していただけるようにしてくといいのではないかとということで、提案さ

せていただきました。以上4点です。

委員長 ただいま、市政クラブさん、高浜市民の会さんから説明がありましたけれども、この件について、質疑がございましたら、質疑を許します。

意(15) 先ほど市政クラブのほうから総括質疑の通告制について出ましたが、これは質疑の通告をしておく、誰がメリットがあるのかってということなんですけど。先ほど言われましたように、例えば重複だったら重複ですって言われれば、それ止めるわけですから。それと、総括質疑の前にいつまでにということで、通告をするとすると、何て言いますか。例えば、常任委員会に入っていない場合、福祉文教に入っていて、総務のほうに入っていない。それで総務のほうの関係が幾つかあったってということになると、ずっと、質問も通告しないけませんし、それから、決算なんかも、ずっとそりゃね、おんなじようにあるわけですから、やっぱり今まで何ていうんですか、こういう質問が来るだろうということで、当局も勉強されますし、こっちも勉強するわけですから、特に今度のような決算委員会があるときに、こういうふうに、総括で通告制っていうと、大変なんていいますか、全部細かく出さなきゃいかんのかとか、いろんな細かい点でも、問題が出てきますので、これは今までどおりでいいと思います。

委員長 質疑を許したわけで、御意見はまた後でお聞きしようかなと思ったんですけども。

意(15) ほういじゃ、はい。

委員長 ほういじゃ、じゃなくて。

問(15) 今、通告制について出ましたが、先ほど言いましたように、通告にしておく、どういうメリットがあるのか、まず聞きたいと思います。

答(10) メリットがあるかというより、先ほどちょっと、最初この通告に対してということ、質疑をする議員本人が、質疑を相手の当局に対して、自分が何を質問したいかということを出すことによってですね、的確な答弁が得られるということになれば、議員本人のメリットがあると思います。

あと、質疑の意図を理解して、当局からの答弁につながるといいますので、歳出というんですか。自分が質疑したいことに対して、相手が答弁として、用意してみえたものに対して、当然、その場で答弁され、またそれに対して、そ

れの内容に対して議員としてですね、次の質問をするということになれば、しといたほうが、ある程度向こうとしても、その内容に沿った答弁をされると思いますので、議員本人にとってメリットがあるから、こういうものを採用したらいいのではないかということです。

意（15） 通告をしておく、今までは、どういう質問が来るかわからないので、いろんな面でも当局も勉強しておくんで、私どもも、もちろん勉強しながら、また後で気がつくこともあるわけですね。そういうのもまた、通告制がなければ、安心して質問できるわけですけど、的確に答えがもらえるということで通告にしていくと、やはり、当局自身も勉強するのが、減るんじゃないかと思う。減るっていうおかしいな。質問があった分だけに、限られてきますんで、いろんな面で十分用意というか、勉強しておくとか、そういう面が限られてくると思いますので、今までどおりのやり方でいいと思います。

委員長 申し上げておきますけれども、テーマとして取り上げてくださいますところに対しての説明をしていただいただけですから、通告制をどうする、こうするっていう議論は、テーマに上がってからにさせていただかないと。

ですから、あくまでどういうことを考えてみえるのかっていうところが、わからなければ、それについて質疑をしていただくというところで。

ほかに質疑がありましたら。

意（6） 通告制でもいいんですけれど、ただ、重複した場合、全ての通告した議員に対して回答をしていただけるのか。そこら辺のことだけの確認、お願いしたいのと、あと要するに、例えば常任委員会なり、決算特別委員会なり、等の委員は、その総括で質問せんでも、その委員会で質問できるというふうに思っておりますので、恐らく、今回この9月議会は、決算委員以外と、それと各常任委員以外の方が質問されるというふうに考えておりますけれど、たまたまダブって、常任委員会も総括も全て質問しとる人もお見えになるもので、そこら辺のルールをきちんとしてやられとるの、そこら辺のことの確認だけ、お願いをしたいと思います。

委員長 よろしいですかね。先ほどから言うように、この通告制の導入、総括質疑での通告制の導入というものを、議会改革特別委員会のテーマとして取り

上げて下さいというお話が出てきてるわけですね、今。ですから、ここのテーマとして上がってから、どういうルールで運用されるのかとかいうようなところをね。

だからここで議論をされても、まだちょっとテーマとして上がってるわけじゃないもんですから。

問（２） 高浜市民の会さんから出された申入書って、１番の常任委員会でライブ中継及び映像配信とかは考えていってもいいと思うんですけど。２番、各派会議及び全員協議会の会議録を高浜市ホームページに掲載すること。これ議事事項ではないんですが、これは、この必要性はどのように感じてみえるのか、どうしてテーマに上げたいのか、教えてほしいのと、３番のこの乳児及び幼児を連れた傍聴希望者。これ、議会で制限の内にも入ってますけど、これどうして必要なかと考えているのかと、あと４番も、これが改革になるのかどうかっていうことを、お答えしていただきたいんですが、お願い出来ますか。

答（１６） ちょっと今、２番については、神谷直子議員の質問の意図がわからなかったので、詳しく教えていただきたいなということと、３番につきましては、前議会でしたかね、お子さんを連れた方がみえたんですけど、どう対応するのみたいなのところがあったので、その辺りは、決めといたほうがいいと思っています。私は、やはり市民どんな方でも、傍聴する権利があると思うんですけど、やはり乳児さん、幼児さん連れてる方っていうのが、議会として対応ができる部分があれば、今後対応していけると、より傍聴しやすい、市民が傍聴しやすくなるのかなというところで、高浜市議会として、どういう対応ができるのかなっていうのを皆さんで考えていただいて、傍聴しやすい、市民がどんな市民でも傍聴しやすいっていうところで、まずは乳児及び幼児っていうところを決めるといいのかなというところで、上げさせていただきました。

それから、４番についてはですね、やはりですね、会派からきちんと離脱をして、議会の顔としてですね、自覚を持って、議長、副議長の職を全うするということで、そういったところで、やはりね、どなたがそういう立場になっても、そうした思いでね、議会運営をされていくっていうところが明確になって、市民からも明確になるというところで、議長、副議長もそうした立場です

よということで、活動もしやすくなると思うんですね。そういう意味でも、やはり議会改革の一つとして、私は改革していくべきことかなと考えております。

意（２） ３番については、誰もが傍聴する権利はあると思うんですけど、乳幼児がこういう議会に連れて来られるっていうのは、乳幼児の立場に立つと虐待ではないかなってぐらい思うんですけど。私は、それは親がここに行きたいのであれば、親がそれなりの措置を持って、子供をきちんと預けてくるとかしたほうが良いと考えております。その政治的な信条を子供の頃から植付けたりするのも、余りよくないと私自身は考えているので、それが改革として求めるテーマかどうかっていうのは、ちょっと思います。

１番の常任委員会のライブ中継、１番じゃない、２番ですね。これ議決事項ではないのに、必要なのかって思ってるのは、一応開かれた議会ということで、これ事務局に来ていただければ見れるということになっておりますが、これホームページまでいるのかどうかっていうのが、ちょっと疑問に思っております。以上です。

委員長 ほかに。

問（１） 同じようにですね、今、２番について、ちょっとお聞きしたいんですけど。この各派代表者会議、それから、全員協議会についてですね、平成21年の地方自治法の改正によって、この二つの協議会、各自治体に設けることができると規定されました。こちら準備期間であり、なおかつ協議体であるということもあるのですが、この辺、積極的に会議録を公開していくという、何かもたれかかるような根拠っていうのはありますか。

答（16） 法的な根拠はありませんけど、各派会議及び全員協議会ですね、この間ですね、報道機関初め、市民の方が傍聴できるもんですから、傍聴されております。そういう中で、やはり傍聴出来ない方もお見えですので、やはりそうしたものを、高浜市ホームページでですね、すぐに閲覧できるっていうことは、市民にとってメリットがあると考えております。

委員長 ほかに。それでは、御意見ある方いらっしゃいます。

意 見 な し

委員長 それでは、今回、事前に、このそれぞれの会派のほうから出していた
だいた議会議改革特別委員会においてのテーマにしてほしいといったものに関し
ては、皆さん方に配信はしてありますけれども、もう一度、次回までに考えて
いただいて、ある程度絞っていかないと、どれもこれもっていうわけに多分い
かないと思いますので、その辺のところをひとつ、皆さん方にお考えをいただ
ければなというふうに思います。

それから、委員長として申し上げますけれども、例えば、高浜市民の会の倉
田利奈委員から出されたものでも、例えば傍聴とか、それから、ライブ中継と
か映像配信とかってというのは、多分、議会の広報の部分になると思うんです。
だから、そういうようなくくりでとらえていただいて、その中で、これとこれ
とっていうことをやったときに、例えば、予算の問題であったりだとか、優先
順位の問題だったりだとかっていうところも見えてくると思うんですよね。で
ないとこれ、それぞれこれを良しとする、これは駄目とするみたいな、ことっ
てテーマとしてあげてきても、なかなか議論がしにくいんじゃないかなという
気がしますんで、そこのところも少し皆さん方で考えながら、次回までに、そ
れぞれのお答えを持って来ていただけないかなというふうに思います。全て取
上げていけばいいんですけども、毎回、例えばこのテーマにたどり着けないと
かっていうようなことになっていけないうもんですから。できれば、このテー
マでやって結論が出ました、で、これテーマから外して、これをじゃあこうし
ましょう、ああしましょうということで、議会運営の中身を変えていくという
ところが、やっぱり議会議改革の本質だと思いますから、そのような形で考えて
いきたいなというふうに思います。

おおむね、ひと月に1回ぐらいのペースでやっていかないと、テーマがこれ
を全部テーマにするとすれば、それだけでも5回の回数が要るわけですよ、
1回で片づくとしても。ですから、ひと月に1回ぐらいのペースで、議会議改
革特別委員会も開いていければというふうに思いますので、皆さん方の御協力
のほうをよろしくお願ひしたいと思います。そのような形でよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

3 その他

委員長 副議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副議長 副議長というか、広報広聴委員長としての、また皆さんに報告を一つしたいと思います。

先般から議会報告会ということはどうするかということでありましたが、現状を含めて、今、我々が、緊急事態宣言下ということもありますので、今までどおり議会報告会については中止じゃなく、しばらく様子を見るということで延期という形で進めていきたいと思っておりますので、それを御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、広報広聴委員長である副議長から議会報告会について報告がございました。この報告のとおり、議会報告会については当面の間見送りということでもありますので、よろしく願いをいたします。

ほかに皆様方で何かあればお願いをいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 57 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長